足立区不妊治療費助成事業のご案内

【令和８年４月１日以降に治療を開始した方】

■概要

「東京都不妊治療費助成事業」の承認決定を受けた方に対し、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険診療と併せて自費で実施した先進医療にかかる費用について、５万円を上限に助成します。

■対象者

下記（１）から（５）のすべてに該当する方

（１）「東京都不妊治療費助成事業」の承認決定を受けている方

（２）足立区への申請日に、夫婦のいずれかが足立区に住民票を有する方

（３）他の区市町村から、同一の不妊治療に対して同種の助成を受けていない方

（４）保険診療と併用して自費で先進医療による治療を実施した方

※　保険診療のみの方は、足立区での助成対象外です。

（５）１回の治療に要した保険診療および先進医療の費用（自己負担額）の合計額が１５万円以上の方

■助成の内容

１回の治療にかかった費用の合計額から、東京都の助成額を差し引き、残りの「先進医療としてかかった費用」について、上限額５万円まで助成します。高額療養費および付加（附加）給付の支給額は控除して助成します。

【例１】保険診療（自己負担３割）：８万円　／　先進医療：２０万円

保険診療 8万円	先進医療 20万円
東京都 15万円	**足立区 5万円**

東京都の助成額１５万円は、保険診療８万円＋先進医療７万円とみなし、
足立区では先進医療にかかる費用の残り１３万円を上限額**【５万円】**まで助成します。

【例２】保険診療（自己負担３割）１８万円　／　先進医療：４万円

保険診療 18万円	先進医療 4万円
東京都 15万円	**足立区 4万円**

東京都は、保険診療１８万円のうち１５万円を助成したとみなし、
足立区では先進医療にかかる費用の残り**【４万円】**を助成します。

【例３】保険診療（自己負担３割）：２５万円　／　先進医療：７万円　／　高額療養費の支給：１０万円

保険診療 25万円		先進医療 7万円
高額療養費の支給 10万円	東京都 15万円	**足立区 5万円**

東京都は、保険診療２５万円から高額療養費の支給額１０万円を差し引いた１５万円を助成したとみなすため、
足立区では先進医療にかかる費用の残り７万円を上限額**【５万円】**まで助成します。

裏面あり

■申請期限

「東京都不妊治療費助成事業」の承認決定を受けた日（※）から１年以内

※　東京都による「不妊治療費助成承認決定通知書」の右上に記載してある日付を指します。

■申請方法

（１）オンライン申請
（２）郵送申請
（３）窓口申請（足立区役所南館２階　保健予防課窓口）

オンライン申請はこちらから

■必要書類

（１）足立区不妊治療費助成申請書
　　※　オンライン申請の場合は不要
（２）東京都から交付された「不妊治療費助成承認決定通知書」の写し
（３）東京都へ提出した「不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し
（４）銀行等の口座番号がわかるもの
（５）東京都へ提出した限度額適用認定証区分がわかるものの写し（夫・妻いずれも）
　　【例１】マイナポータルの資格情報画面における「限度額適用認定証関連の情報」部分の写し
　　【例２】限度額適用認定証区分が記載されている資格確認書の写し
　　【例３】限度額適用認定証の写し
（６）東京都へ提出した高額療養費の支給決定通知書の写し（夫・妻いずれも）
　　※　治療期間の窓口負担に対し、高額療養費の支給があった場合は提出してください。
（７）東京都へ提出した付加（附加）給付の支給決定通知書の写し（夫・妻いずれも）
　　※　治療期間の窓口負担に対し、高額療養費に加え、各健康保険組合が独自で提供する制度により給付を受けた場合は提出してください。

■注意事項

・　東京都へ先に提出する書類は、東京都へ提出する前に写しを取り保管しておいてください。
・　必要書類の（２）および（３）がお手元にない場合は、東京都へお問い合わせください。

【問い合わせ先】
東京都　福祉局　子供・子育て支援部　母子健康支援課　母子医療助成担当
電話：０３－５３２０－４３６２（直通）

■助成方法

助成金は、申請受付日から概ね２か月後に、ご指定の口座へ振込みます。

■問い合わせ先

〒１２０－８５１０　東京都足立区中央本町１－１７－１　足立区役所南館２階
衛生部　保健予防課　保健予防係
【電　　話】　０３－３８８０－５８９２（直通）
【Ｅメール】　h-yobou@city.adachi.tokyo.jp